

基本目標 4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

(目指す姿)

企業において女性活躍推進の取組が進み、働く場における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつくられ、男女がその能力を十分に発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会となることを目指します。

女性の働き方についての考え方は、平成25年度の市男女共同参画社会に関する意識調査によると、「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」と考える人の割合が男女とも5割を超えて最も多くなっています。一方、「ずっと職業を持っている方がよい」と就労継続を支持する人は女性37.5%、男性30.7%となっており、平成20年度（女性33.1%、男性28.7%）より増加しています。

働く女性の増加に伴い、法制面の整備は進んできていますが、現実には、結婚、出産、育児を機に仕事を中断する傾向はいまだに解消されておらず、非正規雇用として働く女性の割合は、女性の就業者の半数を超えています。非正規雇用が多様な就業ニーズに応えているという側面もありますが、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことなどから、男女間の平均賃金には依然として開きがあります。また、管理職等における女性の比率は上昇傾向にあるものの、女性の能力の発揮は十分とは言えない状況であり、働く場における男女間格差はいまだ解消されていないと言えます。

これらの要因としては、男女共に固定的性別役割分担意識が解消されていないことや、男性中心型労働慣行がいまだに根強く残っていることが考えられます。

平成26年度の市女性労働実態調査によると、女性活躍推進への取組を進めている事業所が48.0%で、進めていない事業所の50.9%をやや下回っています。

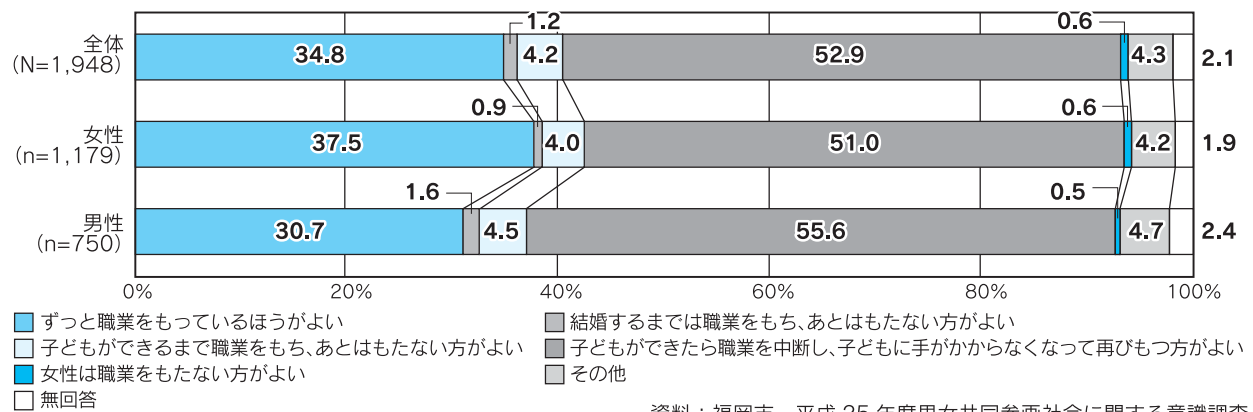
働く場における女性の活躍を推進するため、アミカスにおいては、経済団体等が中心となって設置された女性の大活躍推進福岡県会議とも連携し、平成26年度より女性リーダー育成研修などのキャリアアップや職業能力向上の講座を新たに開催し、企業における人材育成の支援を充実させてきましたが、引き続き企業に対する支援を強化していく必要があります。

また、個々の女性には労働関係情報の提供や就業意識の啓発、再就職支援を行うほか、従来から実施してきた本格的な起業支援に加え、平成26年度に開始した「おうち起業」や「プチ起業」の支援、さらにテレワークの普及・促進など、女性のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を支援する取組を今後さらに充実させていく必要があります。

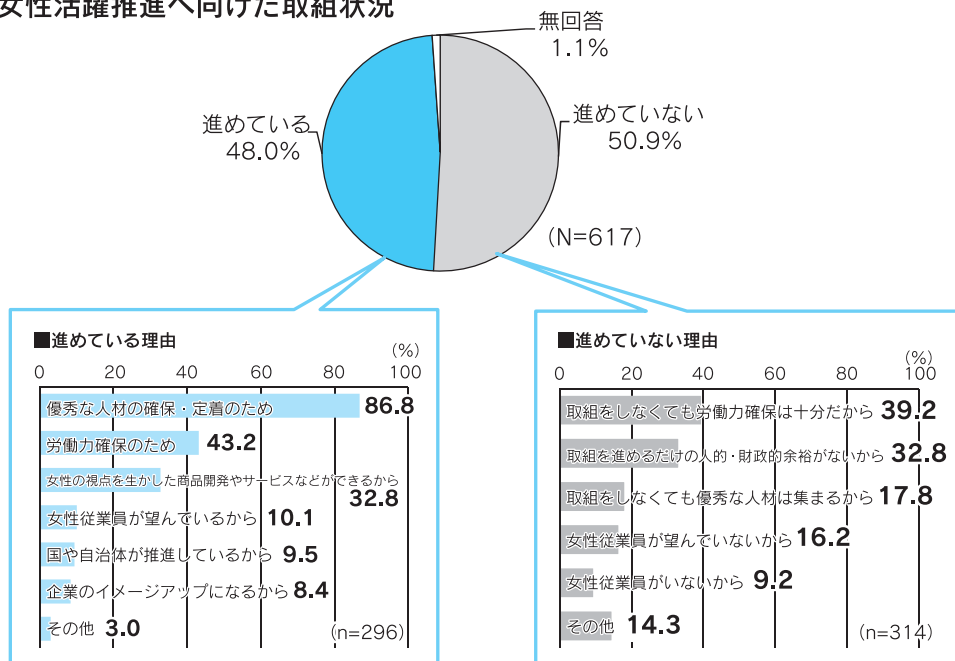
平成28年4月には「女性活躍推進法」に基づき、労働者が301人以上の事業主には女性の活躍状況を把握・分析し、数値目標や取組内容などを盛り込んだ一般事業主行動計画の策定と公表が義務付けられます。

働くことの意義は、経済的な自立を促進するだけでなく、自己実現や社会貢献の手段にもなり得ます。働く場における女性の活躍の機会の拡大を図り、男女を問わず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組むことにより、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な社会の実現を目指します。

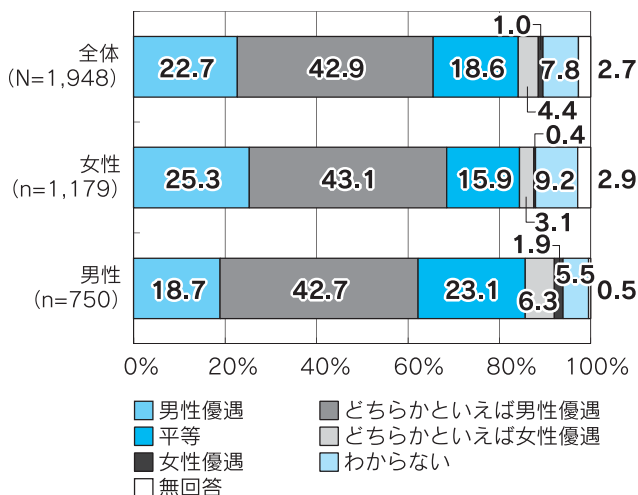
○「女性が職業をもつ」ことについて



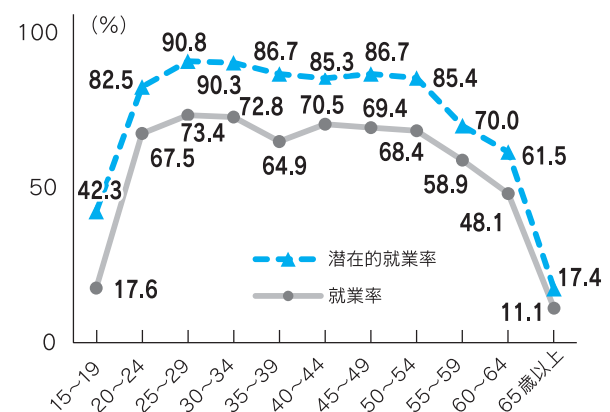
○企業の女性活躍推進へ向けた取組状況



○職場における男女の地位の平等感



○女性の年齢階級別の就業率・潜在的就業率(福岡市)



基本目標 4

働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

〔福岡市働く女性の活躍推進計画〕

施策の方向 1 企業における女性活躍推進の支援

女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価する取組や企業における女性のキャリアアップ支援などを行います。

	具体的施策	具体的施策の内容
41	企業等への啓発	●市ホームページによる情報発信等により、長時間労働の削減、テレワーク等の多様で柔軟な働き方などの働き方改革の重要性等について周知するとともに、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱いをなくすため、企業におけるマタニティ・ハラスメント防止等についても啓発を行います。
42	企業の女性活躍推進の取組支援	●女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている労働者が300人以下の企業を対象とした、計画策定の支援や、女性活躍の「見える化」を推進するとともに、社会貢献優良企業優遇制度の認定基準に新たに女性活躍の視点を追加するなど、女性の活躍推進に向けた企業の取組を促進します。 ●より多くの女性が能力を発揮できるよう、企業において今後のリーダーとして期待される女性を対象とした研修をアミカスにおいて実施するなど、企業における人材育成の支援を行います。

施策の方向 2 働く女性への支援

働きたい女性が仕事と出産・子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けることができるよう、女性のキャリアアップ・能力向上のための研修や労働関係の情報提供などを行います。

	具体的施策	具体的施策の内容
43	働く女性の能力向上、キャリアアップ支援	●管理職に占める女性の割合を高めるため、働く女性を対象としたリーダー育成や能力向上のための講座や研修をアミカスにおいて開催します。 ●働く女性が抱える問題や悩みを共有し、解決を図るため、働く女性に交流の場を提供します。 ●パソコンや簿記等、各種資格取得や技能習得のための講座を開催します。
44	働く女性への労働に関する広報と情報提供	●男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働基準法等法制度の周知を含めた労働関係情報の提供を行います。
45	相談の充実	●働く女性が抱える様々な問題や悩みに対する相談機能の充実を図ります。 ●働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう、平日の仕事帰りや休日に相談・支援を行います。

施策の方向 3 女性の就業・起業支援

働きたい女性がライフスタイルやライフステージに応じて、多様な働き方ができるよう、関係機関と連携し就業や再就職の支援を行います。

また、市がグローバル創業・雇用創出特区を獲得しさらなる創業支援に取り組むなかで女性の創業への関心を高め、本格的な創業につながるよう支援します。

	具体的施策	具体的施策の内容
46	就業意識の啓発と職業能力の向上	●パソコンや簿記等、各種資格取得や技能修得のための講座等を通じて女性の就業や職業能力の向上を支援します。女子学生に対しては就業意識の啓発、職業生活についての講座の実施や情報提供を行います。
47	女性の起業支援	●起業を目指す女性を対象とした、起業や事業経営に必要な知識や手法を学ぶセミナーや交流会、相談会等を実施し、ネットワークづくりを行うとともに、「おうち起業」「プチ起業」に関心のある女性を対象としたセミナーや展示即売会等を行います。
48	再就職の支援	●就職に関する情報提供や講座の開催など、国や県と連携して女性の再就職を支援します。 ●パソコンや簿記等、各種資格取得や技能習得のための講座を開催します。

主な事業 **基本目標 4** 「働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します」

施策の方向	具体的施策		担 当 局
	事 業		
1 企業における女性活躍推進の支援	41 企業等への啓発		
	アミカス企業向け講演会 一般事業主行動計画策定支援セミナー 女性活躍の「見える化」サイトの創設 社会貢献優良企業優遇制度（次世代育成・男女共同参画支援事業）		市民局
	42 企業の女性活躍推進の取組支援		
	一般事業主行動計画策定支援セミナー 女性活躍の「見える化」サイトの創設 社会貢献優良企業優遇制度（次世代育成・男女共同参画支援事業） 女性のチャレンジ支援のための講座（女性リーダーを育成するための講座）		市民局
2 働く女性への支援	43 働く女性の能力向上、キャリアアップ支援		
	女性のチャレンジ支援のための講座（女性リーダーを育成するための講座） 女性のチャレンジ支援のための講座（資格・技能習得講座）		市民局
	44 働く女性への労働に関する広報と情報提供		
	男女共同参画講座のうち、女性を対象とするもの 市HP「男女共同参画」での情報提供		市民局
	「働くあなたのガイドブック」の発行		経済観光文化局
	市HP「仕事・就職」での情報提供		経済観光文化局ほか
	45 相談の充実		
	アミカス相談室		市民局
	働く人の介護サポートセンター事業		保健福祉局
3 女性の就業・起業支援	46 就業意識の啓発と職業能力の向上		
	女性のチャレンジ支援のための講座（資格・技能習得講座、女子学生対象講座）		市民局
	資格・技能習得講座		経済観光文化局
	47 女性の起業支援		
	女性のチャレンジ支援のための講座等（女性の起業を支援する講座） 先輩女性起業家による相談・交流機会の提供		市民局
	48 再就職の支援		
	女性のチャレンジ支援のための講座（女性の就職を支援する講座） 女性のチャレンジ支援のための講座（資格・技能習得講座）		市民局
	資格・技能習得講座 福岡市就労相談窓口事業		経済観光文化局